

平成31年2月5日

秦野市指定介護保険事業者 様

秦野市長 高橋 昌和  
(公印・契印省略)

平成31年度介護職員処遇改善加算の届出について（通知）

時下 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日ごろから、当市の高齢者福祉行政に格別の御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、平成31年度に介護職員処遇改善加算の算定をするためには、平成30年度の加算算定の有無にかかわらず、届出が必要となります。

つきましては、加算届出関係書類を秦野市ホームページに掲載しましたので、平成31年2月28日（木）《※必着》までに御提出下さい。

なお、平成30年度に処遇改善加算を算定し、平成31年度に算定を行わない場合は、地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービスに係る体制等に関する届出書又は介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書により、加算を算定しない旨の届出をお願いします。

また、現行の加算区分（Ⅳ）と（Ⅴ）については、一定の経過措置期間の後に廃止される予定です。さらに、平成31年10月からは更なる処遇改善制度が新設される予定ですが、「現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までを取得している事業所」を対象とすること等の要件が検討されていますのでご留意ください。

1 提出先

〒257-8501 秦野市桜町一丁目3番2号 秦野市高齢介護課介護保険担当

2 提出書類

次のURLを御覧ください。

<http://www.city.hadano.kanagawa.jp/www/contents/1486522342350/index.html>

問い合わせ先

(1) 地域密着型（介護予防）サービス事業

事務担当は、高齢介護課介護保険担当 清重・永井です。

電話番号 0463(82)9616

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業

事務担当は、高齢介護課在宅高齢者支援担当 大場です。

電話番号 0463(82)7394